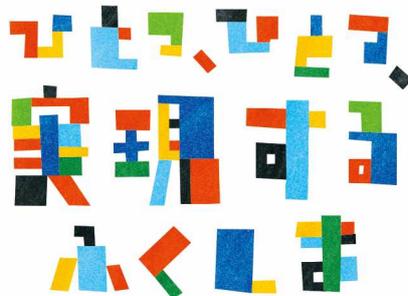


令和 8 年度

組織改正の概要

令和 8 年 3 月 2 3 日

福島県総務部行政経営課



令和 8 年度組織改正について

I 基本的な考え方

「第 3 期復興・創生期間」においても本県の復興を切れ目なく進めるとともに、新たな行政課題にも迅速かつ的確に対応するため、次のとおり組織改正等を行う。

II 組織改正等の内容

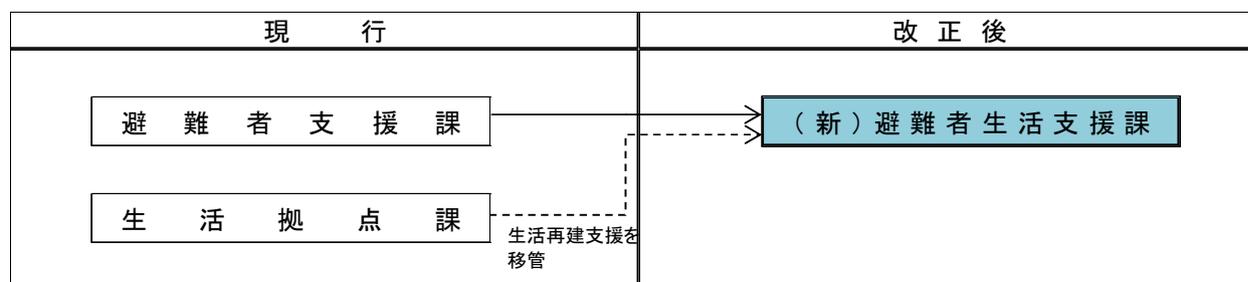
1 「第 3 期復興・創生期間」に向けた復興支援体制の強化

(1) 避難地域における移住・定住の推進

避難地域の市町村と連携し、移住・定住に向けた取組を推進するため、避難地域復興課の執行体制を強化する。

(2) 避難者支援の体制強化

避難者一人一人の生活や実情に応じた帰還支援や被災者の生活再建支援を一体的に実施できる体制とするため、生活拠点課を避難者支援課に統合し、「避難者生活支援課」へ改称する。



(3) 風評・風化対策の推進

県内全域の市町村における風評・風化対策に係る情報発信を支援するため、風評・風化戦略室の執行体制を強化する。

2 双葉地域における中核的病院の開設に向けた対応

双葉地域における中核的病院の整備及び職員確保等に対応するため、県立医科大学に病院経営課の駐在員を配置する。

3 その他の組織改正

- (1) 農業総合センターの流通加工科を「食料安全・流通加工科」に改称する。
- (2) 相双建設事務所の用地第二課を廃止し、用地第一課を「用地課」に改称する。
また、復興祈念公園・海岸課を廃止する。
- (3) いわき建設事務所の小名浜道路課を廃止する。